

2026 年 4 月 21 日

ムラキ株式会社
代表取締役 柳田社長 殿

イクヨ提案書

株主である下記提案者は、貴社の次回取締役会において下記議案を付議されることを請求いたします。

記

1. 提案者

住所：東京都港区赤坂 4-9-25 新東洋赤坂ビル

氏名：株式会社イクヨ

保有株式数：25 万株

議決権数： 17%

2. 議案の内容

別紙のとおり

以上

提案の内容（議案の要領）

1 取締役9名選任の件

貴社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、以下の者を新たに取締役として選任することを提案する。

記

候補者氏名：

生年月日：

略歴：

[Redacted]

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： 0

候補者氏名：田畠 邦彦

生年月日：1977年5月27日

略歴：

2024年6月 株式会社イクヨ入社

2026年4月 株式会社イクヨ副社長（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： 0

候補者氏名：孫 峰

生年月日：1976年8月23日

略歴：

2024年3月 株式会社イクヨ入社

2026年4月 株式会社イクヨ代表取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

候補者氏名：東 剛史

生年月日：1970年10月2日

略歴：

2025年6月 株式会社イクヨ入社
2026年4月 株式会社イクヨ副社長（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： 0

候補者氏名：高橋 理沙

生年月日：1984年11月20日

略歴：

2024年3月 株式会社イクヨ入社
2026年4月 株式会社イクヨ取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： 0

候補者氏名：永井 清美

生年月日：1962年7月14日

略歴：

1984年4月 ムラキ株式会社入社
2026年4月 ムラキ株式会社取締役会長（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

候補者氏名：柳田 任俊

生年月日：1968年9月19日

略歴：

1990年1月 ムラキ株式会社入社
2026年4月 ムラキ株式会社代表取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

候補者氏名：北原 啓司

生年月日：1974年9月19日

略歴：

1993年4月 ムラキ株式会社入社
2026年4月 ムラキ株式会社取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

候補者氏名：加瀬 光二

生年月日：１９７２年７月７日

略歴：

１９９６年４月 ムラキ株式会社入社

２０２６年４月 ムラキ株式会社取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

２ 監査役３名選任の件

貴社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、以下の者を新たに監査役として選任することを提案する。

記

候補者氏名：岩瀬 誠

生年月日：１９６５年８月３日

略歴：

１９９０年７月 株式会社イクヨ入社

２０２６年４月 株式会社イクヨ監査役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： ０

候補者氏名：松本 博

生年月日：１９６６年１０月３１日

略歴：

１９８７年５月 株式会社イクヨ入社

２０２６年４月 株式会社イクヨ取締役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数： ０

候補者氏名：福井 敏弥

生年月日：１９６３年１２月１１日

略歴：

１９８６年３月 ムラキ株式会社入社

２０２６年４月 ムラキ株式会社監査役（現職）

重要な兼職の状況：

所有する当社株式数：

提案理由

貴社は自動車関連事業において安定した事業基盤を有し、堅実な成長を遂げております。他方で、自動車業界においては電動化・デジタル化の進展により事業環境が大きく変化しており、中長期的な企業価値向上の観点からは、これらの変化に対応した経営体制の強化が重要であると考えます。

本提案に係る候補者は、電気自動車関連分野や新規事業開発に関する知見及び実務経験を有しており、当社の既存事業の強みを活かしつつ、新たな成長領域の開拓に資するものと期待されます。

また、監査役候補者については、専門的知見に基づく監査機能の強化を通じて、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に寄与するものと考えます。

以上の理由から、貴社の中長期的な企業価値向上に資するものとして、本提案を行うものです。

3 「株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）導入の件」の廃止を提案する

経緯

2025年4月25日開催の取締役会において、ムラキ株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の一部を見直すとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、貴社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）を導入することを決議いたしました。

提案理由

本件導入後株式売買の低迷に繋がり、取引量が著しく低下し、東証上場廃止基準に抵触する恐れがあります。

以上の理由から、ムラキ株式会社の中長期的な企業価値向上に資するものとして、「株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）導入の件」の廃止を提案するものです。